

## 桑名市立学校の学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (趣旨)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

### (設置)

第3条 協議会の設置をするときは、校長から教育委員会へ申請するものとする。

2 教育委員会は、校長から協議会設置についての申請を受けたときは、申請内容を審議し、適切であると判断した場合は、協議会を置くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が運営及び運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校の校長に対して通知するものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする

### (学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の運営全般について、校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の人事に関して、学校運営の基本方針に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、校長を通じて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

### (運営に関する評価と情報提供)

第6条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、児童・生徒、保護者及び地域住民等の意見等を把握し、その運営に反映するよう努めるものとする。

3 協議会は、保護者及び地域住民等に対して自らの活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

### (委員の任命)

第7条 協議会の委員は10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の保護者
- (2) 対象学校の地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

### (守秘義務等)

第8条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行をおこなうこと
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと
- (任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (報償)

第10条 委員の報償は別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の進行を掌る。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第12条 会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。
- 3 協議会は、毎年度終了後、活動状況等を教育委員会へ報告するものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員の解任をすることができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があったとき。
- (2) 第8条に反したとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、会議に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この規則の施行後、最初に開かれる会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、校長（園長を含む。）が招集する。